

# 沖縄県 労働基準協会だより



## 主な内容

- 令和6年度 沖縄県産業安全衛生大会開催
- 令和6年度 免許試験沖縄会場第2回目受験申請書の受付について
- 宮古支部通信（第9回ビーチクリーンアップ）
- 八重山支部通信（緑地公園クリーンアップ、事業所合同パトロール）
- 金属アーク溶接等作業主任者
- 沖縄労働局から
  - ①フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！
  - ②毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
  - ③過労死等防止対策推進シンポジウム（12月3日）
  - ④「過重労働解消キャンペーン」を実施します！
  - ⑤11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。
  - ⑥令和6年労働災害・死亡災害発生状況（8月末現在）
- 講習会のご案内（令和6年12月分）
- 新規加入事業場のご紹介（令和6年9月16日～10月15日）



## トボロチ（別名トックリキワタ）

10月から12月にかけてピンク色の五弁花を咲かせ満開となります。幹がとっくりのような形をしていて、花が咲き終わると白い綿毛が入った実をつけます。（撮影地 豊見城にて 撮影者・写真提供：与儀 栄太郎氏）

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会  
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23  
電話：098-868-2826  
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1 部 50 円

（会員の購読料は会費の中に含む）

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

# 令和6年度 沖縄県産業安全衛生大会開催！

令和6年度沖縄県産業安全衛生大会が、10月11日（金）宜野湾市のラグナガーデンホテルにおいて、沖縄県内の労働災害防止団体等（9団体）による共催、沖縄労働局、沖縄県、宜野湾市及び中央労働災害防止協会の後援で開催され、391名が参加しました。

労働災害で亡くなられた方々等に黙祷を捧げた後、主催者を代表して島袋清人大会長（沖縄県労働基準協会会長）の大会長挨拶で開会しま



大会全景



大会長挨拶をする島袋清人大会長

した。島袋大会長は、「人手不足、少子高齢化、物価高騰等、経営環境等は厳しいものがありますが、いかなる状況下でも働く人の命と健康の確保は何よりも大切なものであります。また、人手が不足している中で災害が発生すると更なる人手不足に陥ることになります。安全衛生対策に取り組むこと、健康経営を行うことは人材の確保・定着、生産性の向上、成長と分配の好循環の構築にもつながります。各事業場におかれましては、社会情勢の変化等に対応し、安全で健康に安心して働くことが可能な職場の実現に向け、労使一体となって、安全衛生活動を一層促進されますようお願いいたします。」旨挨拶されました。

引き続き、来賓の柴田栄二郎沖縄労働局長から祝辞が述べられました。柴田沖縄労働局長からは、「重篤な被害につながる墜落・転落災害や機械災害の防止に努めて頂くとともに、高年齢者の増加に合わせた対策も進めるなど、全ての事業場におきまして積極的な災害防止対策の徹底、また、「うちなー健康経営宣言」の積極的な登録、宣言に基づく着実な健康確保対策の推進をお願いします。職場における安全対策と健康確保対策は、車の両輪であります。作業を行う皆様が健康でなければ、事故発生リスクが高くなります。本日の大会を通しまして、あらためて安全衛生水準の一層の向上を図るため、自主的な安全衛生活動に取り組んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。」旨ご挨拶をいただきました。また、公務のためご来席できなかった玉城デニー沖縄県知事からの祝電も紹介されました。



祝辞を述べる柴田栄二郎沖縄労働局長

その後、沖縄労働局長表彰及び沖縄県労働基準協会会長賞の表彰式が行われ、受賞者に対し賞状が授与されました。

第2部では、事例発表として、安全関係では拓南製鐵（株）の職長松本浩氏より、労災を起こさないための施策、安全対策などの取り組んでいる活動の発表、健康経営では琉球製罐（株）の課長安次富徹氏より、健康経営の取組み、継続して実践していることなど具体的な取組みの発表がありました。



特別講演

特別講演では、H2L株式会社のCEOで琉球大学工学部の教授でもある玉城絵美氏による「沖縄県と各都市をつなぐBody

Sharing技術 体験共有の未来とそのライフスタイル」と題して、人間とコンピューターの

間の情報交換を促進することによって豊かな身体経験を共有するBody Sharing技術についての講演があり、参加者は沖縄県出身者で女性研究者兼起業家の世界的にも注目さ

れている最先端の技術に耳を傾けていました。

大会宣言は、林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部の小山支部長が読み上げ、「労働災害の撲滅と健康で安心して働ける職場環境を目指さす」ことの宣言が満場の拍手をもって採択されました。引き続き、指差唱和を港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部の先導により、参加者全員でスローガンを読み上げました。



参加者全員で指差唱和

最後に、（一社）日本クレーン協会沖縄県支部松野専務理事の閉会挨拶をもって、成功裡に閉会しました。

令和6年度 安全衛生表彰受賞者

沖縄労働局長賞

【優良賞】

株式会社 YKKAP沖縄（安全確保）

【奨励賞】

株式会社 仲本工業（健康確保(健康保持増進等)）

【功績賞】

津波 達也 建設業労働災害防止協会 沖縄県支部長((株)屋部土建 代表取締役会長)

【安全衛生推進賞】

蟻生 威志 建設業労働災害防止協会 沖縄県支部 安全指導者、同沖縄県支部北部分会事務局長  
((一社)沖縄県建設業協会北部支部 事務局長)

仲尾 清栄 建設業労働災害防止協会 沖縄県支部 非常勤講師  
(セーフティマネジメント開発(同)代表社員)

具志 哲 (公社)建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部 巡回指導員、高所作業車運転技能講習講師  
((株)佐久本工機 機販リース事業部サービスセンター係長)



一般社団法人沖縄県労働基準協会長賞

【優良賞】

金城電気工事 株式会社  
株式会社 山中組  
名護工業  
株式会社 漲水整備  
株式会社 双葉建機

【功労賞】

上間 修二郎 金秀鋼材 株式会社 安全衛生課 課長  
大城 進 大城労働安全コンサルタント事務所 所長  
山田 義晃 株式会社 伊藤園 沖縄名護工場 第三製造部 部長  
平良 喜輝 株式会社 丸博建設 専務取締役  
盛山 和行 石垣島製糖 株式会社 工務部 機械課課長代理

大会宣言

沖縄県における労働災害の発生は、8年連続で1千件を超え、令和5年の休業4日以上労働災害は、昭和47年以降で過去最多の1,467名となり、6名の尊い命が失われた。

本年においても、労働災害は増加しており、増加傾向に歯止めがかかっておらず、極めて憂慮される状況にある。

また、令和5年の職場における定期健康診断実施結果の有所見率は70.8%で、前年比1.3ポイント改善され、13年連続での全国ワースト1位を免れ、全国平均値との格差も1.9ポイント縮まったが、依然として高い状況は続いている。

沖縄労働局第14次労働災害防止計画では、死亡災害の5%以上の減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせる、健康診断の有所見率の改善、の目標達成に向けて、計画的・効果的な対策に取り組むこととしている。

そのため、私たちは、自主的な労働災害防止活動を推進し、安全衛生意識の高揚と安全衛生活動の定着を図り、健康で安心して働ける職場環境づくりを進める必要がある。

本日の沖縄県産業安全衛生大会において「小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して 災害ゼロ」をスローガンとして、労働災害の撲滅と健康で安心して働ける職場環境を目指すことを、ここに宣言する。

令和6年10月11日

沖縄県産業安全衛生大会

# 令和6年度 免許試験 (沖縄地区出張特別試験) 沖縄会場 (第2回目) 受験申請書の受付 について

## 1 試験会場

### (1) 沖縄会場 (第2回目)

試験日 ①令和7年2月1日(土)

試験の種類 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者(午後)、移動式クレーン運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、揚貨装置運転士、ボイラー整備士

②令和7年2月2日(日)

試験の種類 潜水土、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士

試験場 沖縄産業支援センター(那覇市小禄1831-1)



## 2 受験申請書の受付期間

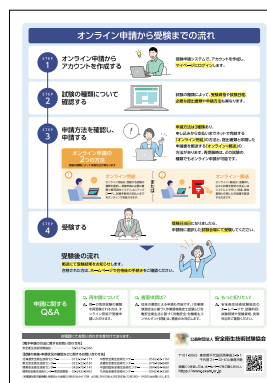
令和6年11月25日(月)～12月6日(金)必着

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00※土・日・祝日、除く

- ① 学科試験手数料・・・**8,800円** (事前に金融機関で払い込んでください)
- ② 沖縄会場の衛生管理者、潜水土及びエックス線作業主任者以外の受験申請書は、沖縄県労働基準協会では受付はできません。試験の種類によって提出先(受付団体)が異なりますので、「免許試験案内」でご確認ください。

## 3 オンラインによる受験申請について

- オンラインによる受験申請が可能となりました。
- 二級ボイラー技士及び潜水土の受験申請、そして免許試験の再受験は、オンライン申請で完結できます。
- 上記以外の免許試験(衛生管理者等)は、オンライン申請に加え、別途、提出書類と印刷した申請書の郵送が必要です。
- 沖縄地区出張特別試験に係る受付期間は、上記2と同じ期間です。
- 詳細は、安全衛生技術試験協会HPをご覧ください。
- お問い合わせは、安全衛生技術試験協会(☎03-5275-2366)宛てにお願いします。  
なお、沖縄県労働基準協会では、オンラインに係るお問い合わせには対応いたしません。また、オンラインに係る提出書類等の受付等もできません。



主催 公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター  
協力 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

## 第83回(令和6年度) 全国産業安全衛生大会 in 広島

令和6年 11月13日(水)～15日(金)

会場：広島県立総合体育館、広島国際会場

- ※ お問い合わせ先 (一社)沖縄県労働基準協会 総務 098-868-2826
- ※ 大会期間中3日間、広島県立広島産業会館にて、安全衛生保護具などの展示を行う「緑十字展」も併せて開催されます。



宮古支部  
通信

## 「第9回ビーチクリーンアップ」

宮古支部では、9月28日（土）に全国労働衛生週間に向けての取り組みとして第9回ビーチクリーンアップ活動を行い、93名が参加しました。

渡真利宮古支部長の『台風接近で作業も大変だと思いますが皆で協力し、ごみを拾い集めてほしい。』との主催者代表挨拶と井上宮古労働基準監督署長からの『清掃、かたづけは安全衛生管理の基本的な取り組みになります。皆さん協力して頑張りましょう。』との激励のあいさつの後、雨天の中、ビーチや周辺道路沿いに落ちたごみを拾い集めました。

八重山支部  
通信

## 「緑地公園クリーンアップ」

八重山支部では、9月21日（土）に全国労働衛生週間に向けた取り組みとして八重山支部安全衛生部会員を中心に「緑地公園クリーンアップ」を行い、約30名が参加しました。

宮良八重山支部長からの「職場の仲間や家族で、健康保持増進と健康管理を意識しながらきれいにしましょう」との挨拶と渋谷八重山労働基準監督署長からの「クリーンアップは地域貢献の活動とともに、職場における健康づくりのイベントの1つであり、熱中症に気を付けて取組んでいただきたい」との挨拶の後、南ぬ浜緑地公園の周辺を歩きながら清掃し、ゴミ袋15袋と粗大ごみ等を回収しました。



## 「合同事業所パトロール」

八重山支部安全衛生部会は、10月3日（木）に全国労働衛生週間の取り組みの一環として、八重山労働基準監督署と合同で市内事業所のパトロールを実施しました。

出発式では、宮良八重山支部長からは「職場の良いところを探し、自社に取り入れていただきたい。」、また、渋谷八重山監督署長からは「八重山監督署管内における2023年の休業4日以上死傷災害は72人で過去最多を記録した。今年も8月末までに44件報告され、9月もかなり多くの報告が寄せられており、昨年を上回る可能性がある。災害防止対策の徹底が必要である。」旨の挨拶がありました。

今回は、（株）先島ガスと（株）八重島工業に対して合同パトロールを行い、職場の安全衛生管理体制、職員の健康管理状況、化学物質等の管理状況や作業環境等を点検しました。

フリーランスの取引に関する  
新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が  
2024年11月1日に施行されます。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
  - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

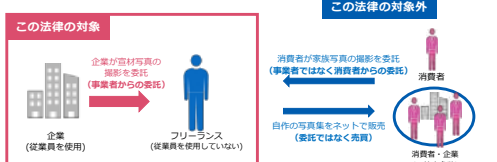
## 法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| フリーランス | 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの  |
| 発注事業者  | フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの |

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このフリーランスでは仮の仮称であり、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短期間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上労働に従事する者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合は、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

## 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

| 発注事業者                                                                                                                          | 義務項目          | フリーランス                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------|
| ■フリーランスに業務委託をする事業者<br>■従業員を使用していない<br>※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。                                                              | ①             | ・業務委託の相手方である事業者<br>・従業員を使用していない |
| ■フリーランスに業務委託をする事業者<br>■従業員を使用している                                                                                              | ①、②、④、⑥       |                                 |
| ■フリーランスに業務委託をする事業者<br>■従業員を使用している<br>■一定の期間以上行う業務委託である<br>※「一定の期間」は、③は1か月、⑤は6か月です。<br>※契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。 | ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦ |                                 |

| 義務項目                | 具体的な内容                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 業務等による取引条件の明示     | 業務委託をした場合、直ちに、次の取引条件を明示すること<br>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/受領済の届出を受ける日」「給付を受領/受領済の届出を受ける日」「給付を行う場所」「給付を受ける日」「（必要な場合）報酬の支払方法に関する事項」など                                                                                                                    |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払  | 発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと                                                                                                                                                                                                                        |
| ③ 禁止行為              | フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと<br>・不当な経済上の利益の提供<br>・不当な給付内容の変更、やり直し                                                                                                                                                                                                 |
| ④ 募集情報の的確表示         | 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、<br>・虚偽の表示や誤解を招く表示をしてはならないこと<br>・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと                                                                                                                                                                                           |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護など業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと<br>（例）<br>・「子の出産により予定していた業務期間の短縮が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること<br>・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など<br>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。 |
| ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備   | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること<br>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後的迅速かつ適切な対応 など                                                                                                                                                      |
| ⑦ 中途解雇等の事前予告・理由開示   | 6か月以上の業務委託を中途解雇したり、更新しないこととしたりする場合は、<br>・原則として30日前までに予告しなければならないこと<br>・予告の日から解雇日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと                                                                                                                                                     |

- 発注事業者の義務の具体的な内容は、政令・告示などで定められています。詳細は法律案の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



# しごとより、いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、人生を豊かにしてくれるもの。  
働き過ぎて心や体の健康を損なうことは絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ



**STOP! 過労死** 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム | 11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省 詳しい情報や相談窓口はこちら  
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp> 厚労省 過労死防止 検索

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

**沖縄 会場**

## 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

### 過労死等防止対策推進シンポジウム

日程 2024年12月3日(火)  
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場 沖縄コンベンションセンター 会議場B1  
(沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1)

参加無料 事前申込

主催: 厚生労働省  
後援: 沖縄県  
協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



## 毎日の労働時間、見直しませんか？

働き過ぎにより生じるさまざまなリスクをご存知ですか。あなたの心や体は大丈夫ですか？健康のために必要なこと、それは適切な労働時間と健全な労働環境です。あなたは働き過ぎていませんか？毎日の労働時間、この機会に一度見直してみませんか。

**ダメ、働きすぎ!**

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

**無料** 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

過重労働解消相談ダイヤル **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料) ※匿名でもOK

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です

労働条件相談 11月2日(土)は、SNS相談も実施しています

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

その無理な発注の「しわ寄せ」で取引先が途方に暮れていませんか？

そのところよろしく頼みますよ。

**STOP! しわ寄せ**

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

仕様変更? この納期じゃ、無理よ...

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

公正取引委員会

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayosebooth/>

しわ寄せ防止特設サイト

令和6年業種別署別労働災害発生状況（8月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

| 年・署別・局計等<br>業 種 | 令和6年(8月末累計) |         |        |        |        |         |  | 令和5年(8月末累計) |         |        |        |        |         |   | 局計対令和5年比較 |        |
|-----------------|-------------|---------|--------|--------|--------|---------|--|-------------|---------|--------|--------|--------|---------|---|-----------|--------|
|                 | 那覇          | 沖縄      | 名護     | 宮古     | 八重山    | 局計      |  | 那覇          | 沖縄      | 名護     | 宮古     | 八重山    | 局計      |   | 増減数(人)    | 増減率(%) |
| 製 造 業           | 48          | 49      | 10     | (1) 10 | 4      | (1) 121 |  | 63          | (1) 38  | 6      | 2      | 1      | (1) 110 |   | 11        | 10.0   |
| 食 料 品 製 造 業     | 24          | 26      | 7      | (1) 7  | 2      | (1) 66  |  | 36          | 21      | 6      | 1      |        | (0) 64  |   | 2         | 3.1    |
| 鉱 業             |             |         |        |        |        | (0) 0   |  |             |         |        |        |        | (0) 0   |   | 0         | -      |
| 建 設 業           | 53          | (1) 47  | (1) 10 | (1) 12 | 3      | (3) 125 |  | 48          | (3) 48  | 4      | 2      | 8      | (3) 110 |   | 15        | 13.6   |
| 土 木 工 事 業       | 3           | 9       | 2      | 1      | 2      | (0) 17  |  | 9           | 8       | 1      | 1      | 4      | (0) 23  | ▽ | 6         | ▽ 26.1 |
| 建 築 工 事 業       | 43          | (1) 31  | (1) 5  | (1) 10 |        | (3) 89  |  | 27          | (2) 36  | 2      | 1      | 3      | (2) 69  |   | 20        | 29.0   |
| 交 通 運 輸 事 業     | 16          | 1       |        |        | 1      | (0) 18  |  | 15          | 5       |        |        |        | (0) 20  | ▽ | 2         | ▽ 10.0 |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 | 39          | 11      |        |        |        | (0) 50  |  | 29          | 8       |        | (1) 2  | 3      | (1) 42  |   | 8         | 19.0   |
| 港 湾 荷 役 業       | 3           |         |        |        | 1      | (0) 4   |  | 2           |         | 1      | 1      | 1      | (0) 5   | ▽ | 1         | ▽ 20.0 |
| 林 業             |             |         |        |        | 1      | (0) 1   |  | 1           |         | 1      | 2      |        | (0) 4   | ▽ | 3         | ▽ 75.0 |
| 農 業、畜 産・水 産 業   | 2           | 6       | 4      |        | 1      | (0) 13  |  | 4           | 2       | 2      |        | 4      | (0) 12  |   | 1         | 8.3    |
| 第三次産業（運輸を除く）    | 286         | 168     | (1) 37 | 25     | 33     | (1) 549 |  | 262         | 164     | 37     | 26     | 29     | (0) 518 |   | 31        | 6.0    |
| 商 業             | 99          | 46      | 8      | 6      | 3      | (0) 162 |  | 76          | 47      | 3      | 4      | 5      | (0) 135 |   | 27        | 20.0   |
| 小 売 業           | 64          | 35      | 6      | 3      | 2      | (0) 110 |  | 43          | 40      | 3      | 3      | 2      | (0) 91  |   | 19        | 20.9   |
| 接 客 娛 楽 業       | 32          | 31      | 14     | 10     | 15     | (0) 102 |  | 31          | 32      | 12     | 8      | 12     | (0) 95  |   | 7         | 7.4    |
| 旅 館・ホ テ ル       | 8           | 11      | 10     | 7      | 9      | (0) 45  |  | 11          | 10      | 6      | 4      | 4      | (0) 35  |   | 10        | 28.6   |
| 飲 食 店           | 18          | 16      | 2      | 1      | 4      | (0) 41  |  | 14          | 16      | 3      | 2      | 3      | (0) 38  |   | 3         | 7.9    |
| 保 健 衛 生 業       | 75          | 32      | 7      | 4      | 5      | (0) 123 |  | 67          | 45      | 10     | 3      | 5      | (0) 130 | ▽ | 7         | ▽ 5.4  |
| 社 会 福 祉 施 設     | 64          | 26      | 7      | 3      | 5      | (0) 105 |  | 43          | 33      | 8      | 2      | 5      | (0) 91  |   | 14        | 15.4   |
| ビルメンテナンス業       | 20          | 16      |        | 2      | 4      | (0) 42  |  | 27          | 6       | 2      | 7      | 3      | (0) 45  | ▽ | 3         | ▽ 6.7  |
| そ の 他 の 業 種     | 60          | 43      | (1) 8  | 3      | 6      | (0) 120 |  | 61          | 34      | 10     | 4      | 4      | (0) 113 |   | 7         | 6.2    |
| 全 産 業           | (0) 447     | (1) 282 | (2) 61 | (2) 47 | (0) 44 | (5) 881 |  | (0) 424     | (4) 265 | (0) 51 | (1) 35 | (0) 46 | (5) 821 |   | 60        | 7.3    |

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。

2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。

3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。

5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。

6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（と畜場を除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（8月末現在）

沖縄労働局

| 番号 | 所轄署 | 事故の型            | 起因物               | 業種別                     | 発生時期 | 年齢         | 労働者数<br>(規模別) | 発生状況                                                                              |
|----|-----|-----------------|-------------------|-------------------------|------|------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 宮 古 | はさまれ・<br>巻き込まれ  | 整地・運搬・<br>積み込み用機械 | その他の食料品製造業              | 1月中旬 | 50歳台       | 50～99         | ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。                 |
| 2  | 名 護 | 墜落・転落           | 足場                | その他の建築工事業               | 1月中旬 | 20歳台       | 1～9           | RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したもの。    |
| 3  | 宮 古 | 墜落・転落           | 足場                | 鉄骨・鉄筋コンクリート<br>造家屋建築工事業 | 2月中旬 | 10歳台       | 10～29         | 高さ12.8mの外壁足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。                            |
| 4  | 名 護 | 交通事故<br>(道路)    | トラック              | 警備業                     | 6月下旬 | 40歳台       | 50～99         | ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。 |
| 5  | 沖 縄 | 感電              | 送配電線等             | その他の建築工事業               | 7月上旬 | 30歳台       | 1～9           | 足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者 の上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したもの。                 |
| 6  | 名 護 | 高温・低温の<br>物との接触 | 高温・低温環境           | その他の建築工事業               | 7月中旬 | 60歳台<br>以上 | 1～9           | 工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後 に死亡したもの。                                     |

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。  
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

『金属アーク溶接等作業主任者』

金属アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム」は、発がん性が認められ、また深刻な神経機能・呼吸器系の健康障害を発生させるおそれがあることから**特定化学物質**に追加され、労働安全衛生法令（**安衛法第14条、安衛法施行令第6条18号、特化則第27条**）で「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した有資格者から「**特定化学物質等作業主任者**」を選任しなければならないことと規定されましたが【令和3（2021）年4月施行】、金属アーク溶接等作業のみに従事する者に向けて、金属アーク溶接等作業に限定した「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、「**金属アーク溶接等作業主任者**」を選任することができることとなりました【令和6（2024）年1月施行】。



## 講習会のご案内 (令和 6 年 12 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています  
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元  
バーコードから  
ご確認頂けます。

| 項 目                                               | 講習名                                 | 実施日・実施会場                                                                              | 受講料等 (テキスト代込み)                                                 |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 事業部<br>(教習センター)<br>☎ (098) 979-7897<br>☎ 979-9975 | 玉掛け技能講習                             | 学 12/2(月)~3(火)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)<br>実 A班4(水)、B班5(木)、C班6(金)<br>教習センター (うるま市州崎) | 免除有 26,150 円<br>免除無 28,150 円                                   |
|                                                   | 金属アーク溶接等作業主任者<br>限定技能講習 (新規)        | 12/4(水)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)                                                     | 11,870 円                                                       |
|                                                   | 職長教育・<br>安全衛生責任者教育                  | 12/5(木)~6(金)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)                                                | 会 員 16,350 円<br>職長のみ 14,080 円<br>非会員 21,850 円<br>職長のみ 19,580 円 |
|                                                   | フルハーネス型墜落<br>制止用器具特別教育              | 12/9(月)<br>学 中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)<br>実 教習センター (うるま市州崎)                              | 会 員 9,090 円<br>非会員 12,390 円                                    |
|                                                   | ロープ高所作業に係る<br>特別教育                  | 12/10(火)<br>学 中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)<br>実 教習センター (うるま市州崎)                             | 会 員 13,215 円<br>非会員 16,515 円                                   |
|                                                   | 石綿使用建築物等解体等業務<br>特別教育               | 12/11(水)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)                                                    | 会 員 9,079 円<br>非会員 12,379 円                                    |
|                                                   | アーク溶接特別教育                           | 12/12(木)~15(日)<br>学 中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)<br>実 那覇工業高校 機械科溶接実習室 (浦添市勢理客)              | 会 員 16,350 円<br>非会員 19,650 円                                   |
|                                                   | フォークリフト<br>運転技能講習                   | 12/16(月)~20(金)<br>学 中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)<br>実 教習センター (うるま市州崎)                       | 47,150 円                                                       |
|                                                   | 酸素欠乏・硫化水素危険<br>作業主任者技能講習            | 学 12/17(火)~18(水)<br>実 A班19(木)、B班20(金)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)                       | 17,010 円                                                       |
| 中部支部<br>☎ (098) 937-0162<br>☎ 937-0163            | 特定化学物質・四アルキル<br>鉛等作業主任者技能講習<br>(臨時) | 12/24(火)~25(水)<br>中城講習会場 (中城村久場 中城モール4階)                                              | 13,380 円                                                       |
|                                                   | 特定化学物質・四アルキル<br>鉛等作業主任者技能講習         | 12/5(木)~6(金)<br>北部会館3階 (名護市宇茂佐の森)                                                     | 13,380 円                                                       |
|                                                   | 自由研削といしの取替等の<br>業務に係る特別教育           | 12/12(木)<br>北部会館3階 (名護市宇茂佐の森)                                                         | 会 員 9,640 円<br>非会員 12,940 円                                    |
| 北部支部<br>☎ (0980) 54-4700<br>☎ 52-7004             | 粉じん作業業務特別教育                         | 12/13(金)<br>北部会館3階 (名護市宇茂佐の森)                                                         | 会 員 8,980 円<br>非会員 12,280 円                                    |
|                                                   | フォークリフト運転<br>技能講習                   | 12/9(月)~13(金)<br>学 宮古建設会館 1階研修室<br>実 先嶋建設(株) 多目的広場                                    | 47,150 円                                                       |
| 宮古支部<br>☎ (0980) 73-1455<br>☎ 73-6511             | 小型移動式フレン運転<br>技能講習                  | 12/17(火)~19(木)<br>学 株紫電舎 2F会議室<br>実 石垣港南め浜町ふ頭用地                                       | 二科目免除 23,925 円<br>一科目免除 25,925 円<br>免除無 27,925 円               |
| 八重山支部<br>☎ (0980) 88-5355<br>☎ 88-5360            |                                     |                                                                                       |                                                                |

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

めんそ~れ

沖縄県  
労働基準協会へ



### 新規加入事業場のご紹介 (9月16日~10月15日)

| 協会支部名 | 事業場名       | 所在地        |
|-------|------------|------------|
| 那覇支部  | 株式会社 大一上建設 | 豊見城市       |
| 北部支部  | 株式会社 丸和産業  | 今帰仁村字玉城623 |
| 宮古支部  | 株式会社 大神海運  | 宮古島市平良字島尻6 |

※次の理事会にて承認予定

沖縄県労働基準協会だより

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会

〒900-0001 那覇市港町 2-5-23 TEL: 098-868-2826 FAX: 098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人 定価／1部 50 円 (会員の購読料は会費の中に含む)